

平成4年11月6日

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先) 殿
庁内各局部課長等
各附属機関の長

警察庁交通局長

原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式 認定制度の運用等について

普通自転車及び安全器材等の型式認定については、別紙の通達によって運用されているところであるが、この度、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）の一部が改正され、原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式についても認定が実施されることとなり、これに伴い、普通自転車及び安全器材等の型式の認定に係る政令の規定が整備されるとともに、普通自転車等の型式認定に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第1号）が全部改正され、原動機を用いる身体障害者用の車いす等の型式認定に関する規則（平成4年国家公安委員会規則19号。別添1参照。以下「規則」という。）が制定されたところである。

(注) 規則は別途登載してあるので本通達には添付しない。

今回の府令の改正については、「道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の運営について」（平成4年9月3日付け警察庁丙交企発第101号、丙交指発第37号、丙規発第32号、丙都交発第34号、丙運発第25号）をもって通達されているところであるが、今回の型式認定制度に係る改正の概要及び運用上の留意事項は、次のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 改正の概要

1 身体障害者用の車いすに係る型式認定制度の新設

(1) 型式認定の実施

原動機を用いる車いすの製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる車いすの型式について、国家公安委員会の認定を受けることができることとした（府令第39条の2第1項）。

(2) 型式認定の基準

(1)の型式認定は、原動機を用いる車いすが府令第1条の2第1項に定める基準に適合す

るものであるかどうかを判定することによって行うこととした（府令第39条の2第2項）。

(3) 型式認定の申請

ア (1)の認定を受けようとする者は、所定の様式の申請書を提出し、かつ、当該型式の原動機を用いる車いすを提示しなければならないこととした（府令第39条の2第3項並びに規則第1条及び別記様式第1）。

イ アの申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならないこととした（府令第39条の2第4項）。

(ア) 当該型式の内容に関する事項

(イ) 当該型式の原動機を用いる車いすの製作における均一性を明らかにする事項

(ウ) 指定試験機関が行う型式についての試験の結果及びその意見

なお、国家公安委員会は、指定試験機関の指定をしたときは、その名称及び住所を公示することとした（規則第2条）。

(4) 型式認定番号の表示等

ア 国家公安委員会は、(1)の認定をしたときは、型式認定番号を指定して通知することとし、所定の事項を公示することとした（府令第39条の2第5項及び規則第3条）。

イ (1)の認定を受けた者は、次の事項を当該認定に係る型式の原動機を用いる車いすに表示することとした（府令第39条の2第6項及び規則第4条）。

(ア) アの型式認定番号

(イ) 製作等の時期又はその略号

(ウ) 認定を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）又はその略号

(5) 変更等の届出

(1)の認定を受けた者は、申請書の記載事項に変更があった場合等においては、所定の様式の届出書を提出することとした（府令第39条の2第7項並びに規則第5条及び別記様式第2）。

(6) 認定の取消し

ア 国家公安委員会は、(1)の認定を受けた型式の原動機を用いる車いすの製作における均一性が確保されていない等の事由があるときは、認定を取消することができることとした（府令第39条の2第8項）。

イ 国家公安委員会は、(1)の認定を取消そうとするときは、あらかじめ弁明等の機会を与えるとともに、取消しをしたときは、所定の事項を公示することとした（規則第6条）。

(7) 標章のはり付け

(1)の認定を受けている者は、当該認定に係る原動機を用いる車いすに所定の様式の標章（以下「TSマーク」という。）をはり付けることができることとした（規則第7条及び別記様式第3）。

(8) 表示の届出等

(1)の認定に係る型式の原動機を用いる車いすに名称等の略号を表示した者又はTSマー

クをはり付けた者は、速やかに所定の届出書を国家公安委員会に提出することとした（規則第8条及び別記様式第4）。

2 普通自転車及び安全器材等の型式認定制度の改正

(1) 型式認定番号標の表示の廃止

普通自転車の型式認定に係る型式認定番号標の表示の制度を廃止することとした（改正前の府令第39条の2第6項及び別記様式第24条の2参照）。

(2) 身体障害者用の車いすの型式認定に関する規定の準用

普通自転車及び安全器材等の型式認定については、身体障害者用の車いすの型式認定に関する規定を準用することとした（府令第39条の3第3項及び第39条の4第3項）。

(3) 型式認定に関し必要な事項

府令に定めるもののほか、普通自転車及び安全器材等の型式認定に関し必要な事項は、身体障害者用の車いすの型式認定の場合と同様に、規則で定めることとした（府令第39条の6）。

第2 運用上の留意事項

1 型式認定要領の改正

今回の型式認定要領の改正に伴い、別紙通達①の別添1「普通自転車等の型式認定要領」を改正し、今後、原動機を用いる身体障害者用の車いす、普通自転車及び安全器材等の型式認定の申請は、別添2の「原動機を用いる身体障害者用の車いす等の型式認定要領」に定めるところにより行うこととする。

2 型式認定の判定基準

原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る型式についての認定の判定は、別添3に定める基準により行うこととする。

なお、次の表に掲げる物の型式についての認定の判定は、従前のとおり、それぞれ次表に掲げるところにより行うこととなるので、留意すること。

型式認定の対象	適用される基準
普通自転車	普通自転車の型式認定基準 [別紙通達⑥の別添、別紙通達⑦により改正]
牽引の用具	牽引用具の型式認定基準 [別紙通達⑧の別添]
自転車に備えられる 反射器材	自転車用反射器の型式認定基準 [別紙通達④の別添、別紙通達⑤により改正]
夜間用停止表示器材	停止表示器材(停止表示板)構造基準 [別紙通達①の別添2、別紙通達②により改正]及び停止表示器材(停止表示燈)構造基準
昼間用停止表示器材	[別紙通達①の別添2-2、別紙通達③により追加]

3 指定試験機関の指定等

原動機を用いる身体障害者用の車いす等の型式認定に係る指定試験機関として、別添4のとおり、財団法人日本交通管理技術協会が指定されている。

なお、原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定に係る試験業務の開始については、別途通知する。

4 型式認定制度の周知等

(1) 原動機を用いる身体障害者用の車いすの製作者等への周知

型式の認定は、認定を受けようとする者の申請に基づき行われるものであるが、原動機を用いる身体障害者用の車いすの利用者の利便の促進を図り、交通安全に資するものであることについての理解を得るため、原動機を用いる身体障害者用の車いすの製作者等に対し、認定を受けるよう周知を図ること。

(2) 原動機を用いる車いすの利用者への推奨

原動機を用いる車いすについては、府令で定める基準に適合しないものは「身体障害者用の車いす」には該当せず、自動車又は原動機付自転車となることから、原動機を用いる車いすの利用者に対し、認定に係る型式に属する車いす又は府令第1条の2第2項の規定による確認に係る車いすを使用するよう推奨すること。

(3) 原動機を用いる車いすに係る交通事故があった場合の措置

原動機を用いる車いすに係る交通事故があった場合において、当該車いすが認定を受けた型式に属するものでないときは、当該車いすが府令で定める基準に適合しているものであるかどうかについて厳正に調査を行い、基準に適合していないことと当該交通事故との間に因果関係が認められるときは、型式認定に係る車いすの使用に関する広報啓発の強化等必要な措置を講ずること。

5 TSマークについて

認定を受けた者は、認定に係る原動機を用いる車いすにTSマークをはり付けることができることとし、これをはり付けた場合には国家公安委員会に届け出ることとされている。

このTSマークの制度は、型式の認定を受けた者の製作する車いすについて、認定に係る型式との均一性が確保されていることを証明するため、TSマークをはり付け、利用者に対し基準に適合する適正な車いすであることを容易に判断することができるための措置を講ずることにより利用者の一層の便宜を図るとともに、TSマークのはり付けられた車いすの普及により交通安全の推進を図ろうとするものである。

TSマークは、財団法人日本交通管理技術協会が認定に係る車いすについて、国家公安委員会の認定した型式との均一性が確保されていることを証明したものにはり付けることとする予定であるが、原動機を用いる車いすに係るTSマークのはり付けを開始するときは、別途通知する。

別紙

- ① 「道路交通法、道路交通法施行令及び道路交通法施行規則の一部改正並びに普通自転車等の型式認定等に関する規則の制定に伴う型式の認定等の運用について」(昭和53年10月26日付け警察庁丙交企発第83号)
- ② 「「普通自転車等の型式認定要領」及び「停止表示板型式認定基準」の一部改正について」(昭和54年6月28日付け警察庁丙交企発第43号)
- ③ 「「普通自転車等の型式認定要領」の一部改正及び「停止表示器材(停止表示燈)構造基準」の制定について」(昭和54年9月12日付け警察庁丙交企発第79号)
- ④ 「「自転車用反射器の型式認定基準」の制定及びこれに伴う型式認定等の運用について」(昭和54年9月25日付け警察庁丙交企発第83号)
- ⑤ 「「自転車用反射器の型式認定基準」の一部改正について」(昭和54年11月20日付け警察庁丙交企発第96号)
- ⑥ 「「普通自転車の型式認定基準」の制定及びこれに伴う型式認定等の運用について」(昭和54年12月1日付け警察庁丙交企発第100号)
- ⑦ 「「普通自転車の型式認定基準」の改正について」(昭和55年2月27日付け警察庁丙交企発第7号)
- ⑧ 「「牽引用具の型式認定基準」の制定及びこれに伴う型式認定等の運用について」(昭和55年5月21日付け警察庁丙交企発第20号)

原動機を用いる身体障害者用の車いす等の型式認定要領

1 申請書の提出等

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第39条の2の規定による原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式についての認定、第39条の3の規定による普通自転車等の型式についての認定及び第39条の4の規定による安全器材等の型式についての認定（以下単に「型式認定」という。）を受けようとする者は、原動機を用いる身体障害者用の車いす等の型式認定に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第19号。以下「規則」という。）別記様式第1の申請書（以下「申請書」という。）を警察庁交通局交通企画課に提出し、かつ、当該申請に係る型式の原動機を用いる身体障害者用の車いす普通自転車及び安全器材等（以下「身体障害者用の車いす等」という。）を1個（安全器材等については別途指定する数。）提示すること。

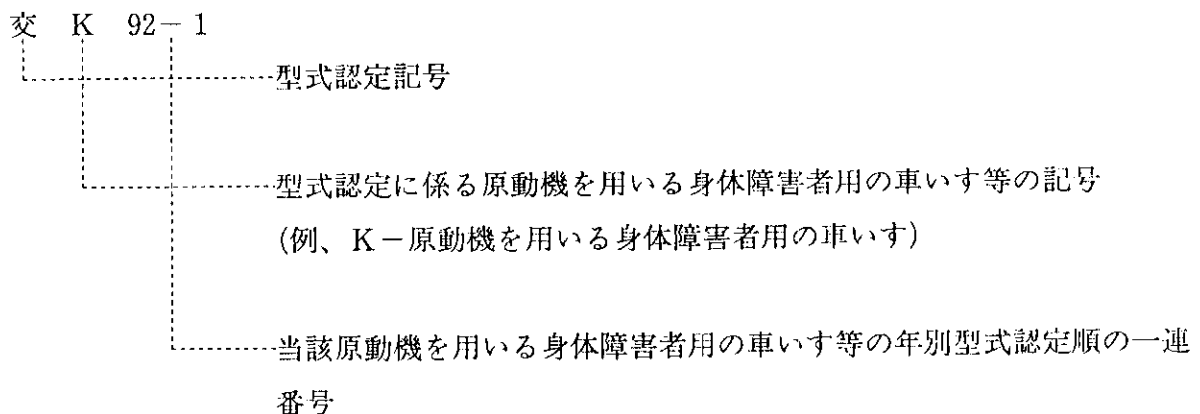
2 添付資料

申請書には、次に掲げる資料（普通自転車及び自転車に備えられる反射器材に係る場合にあっては(6)を除く。）を添付すること。

- (1) 諸元表
- (2) 外観図
- (3) 構造に関する図面
- (4) 製作又は組立て方法の概要
- (5) 品質管理の概要
- (6) 取扱いに関する説明書
- (7) 財団法人日本交通管理技術協会の試験成績書及びその意見書
- (8) その他参考となる資料

3 型式認定番号

(1) 府令第39条の2第5項（府令第39条の3第3項及び第39条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定により型式認定番号の様式は、次のとおりとする。



(2) 型式認定に係る原動機を用いる身体障害者用の車いす等の略号は次のとおりとする。

- A 普通自転車
- B 牽引の用具
- C 自転車に備えられる反射器材
- D 夜間用停止表示板
- E 昼間用停止表示板
- F 昼・夜間兼用停止表示板
- G 昼・夜間兼用（二輪車用）停止表示板
- H 昼・夜間兼用停止表示燈（12V用）
- J 昼・夜間兼用停止表示燈（24V用）
- K 原動機を用いる身体障害者用の車いす

4 型式認定番号等の表示

- (1) 型式認定を受けた者は、規則第3条の規定による公示後2週間以内に、府令第39条の2第6項（府令第39条の3第3項及び第39条の4第3項において準用する場合を含む。）及び規則第4条の規定により表示すべき事項（以下「型式認定番号等」という。）の表示に関する届出書、及び同条の規定により略号を表示する場合にあっては、規則別記様式第4の届出書を警察庁交通局交通企画課に提出すること。この場合において、これらの届出書には、型式認定番号等の表示に係る図面を添付すること。
- (2) 型式認定番号等の表示は、使用状態において見やすい位置に容易に消えない方法で行うこととし、その様式は、直接表示又は標板表示によること。

5 標章（TSマーク）の表示

規則第7条の規定により規則別記様式第3の標章を原動機を用いる身体障害者用の車いすに貼り付ける者は、規則別記様式第4の届出書及びこれに関する図面を警察庁交通局交通企画課に提出すること。この場合において、当該届出書には、標章の使用について権利を保有する者の同意書を添付すること。

6 資料の提出

型式認定を受けた者は、2(1)、(2)及び(6)に掲げる資料（普通自転車及び自転車に備えられる反射器材に係る場合にあつては、(6)を除く。）を各100部を警察庁交通局交通企画課に提出すること。

7 品質管理及び検査

型式認定を受けた者は、申請書及びその添付資料に記載するところに従い確実に品質管理及び検査を行い、その記録を1年間保存すること。

8 変更届

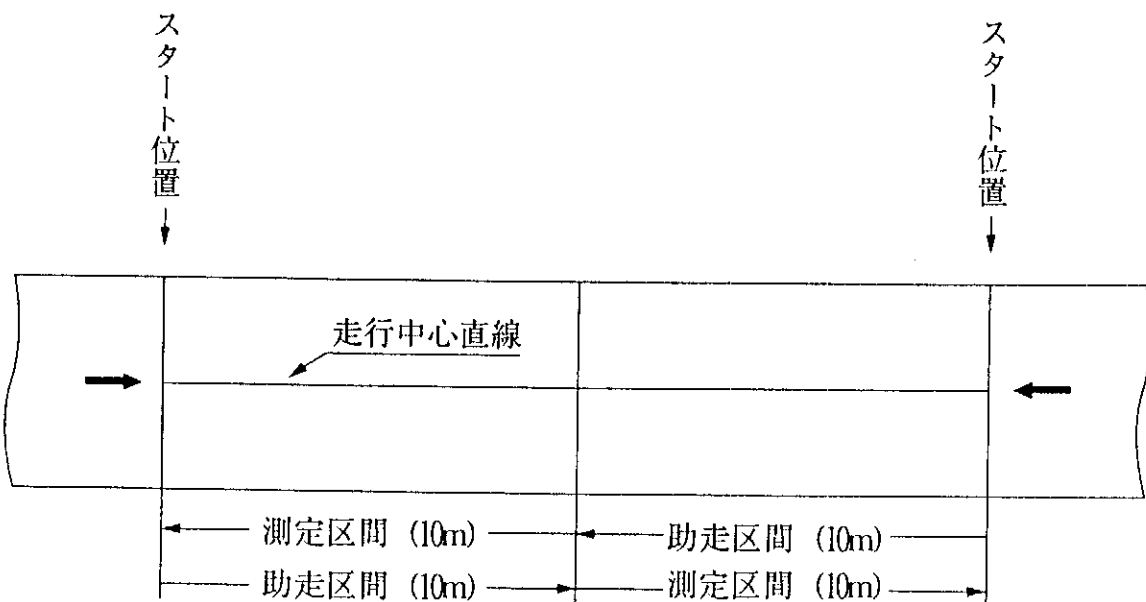
府令第39条の2第7項（府令第39条の3第3項及び第39条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき変更の届出をしようとする者は、規則別記様式第2の変更届を警察庁交通局交通企画課に提出すること。

原動機を用いる「身体障害者用の車いす」の型式認定基準

構造及び性能の基準	試験の方法
<p>1 車体の大きさ 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。</p> <p>ア 長さ：120cm</p> <p>イ 幅：70cm</p> <p>ウ 高さ：109cm</p> <p>2 車体の構造</p> <p>-1 原動機として、電動機を用いること。</p> <p>-2 6 km/hを超える速度を出すことができないこと。</p>	<p>0 共通事項</p> <p>テスト用車いすは、次の通りとする。</p> <p>ア 車いすは標準装備される全てのアクセサリ（ヘッドレスト・バックレストエクステンション等）を取付け、使用することができる状態にする。</p> <p>イ シートは、水平方向に調整することができるものについては、その中間位置にセットする。 座角度は水平から4度に、バックレスト角度は垂直から10度に、それぞれセットする。</p> <p>ウ シートとレッグサポートの角度は、90度にセットする。</p> <p>エ フットレストの位置が調整することができるものについては、フットプレートの最下部の地上高さを50mmにセットする。</p> <p>オ ホールベースが調整することができるものについては、最大値にセットする。</p> <p>1 車体の大きさ 車体の大きさの測定は、次の通りとする。</p> <p>ア 長さ 車いすの最前点と最後点の間の水平距離を測定する。</p> <p>イ 幅 車いすのシートを最も広げた状態で、左右方向の最大距離を測定する。</p> <p>ウ 高さ 路面から車いすの最高点までの垂直距離を測定する。</p> <p>2 車体の構造</p> <p>-1 電動機以外の原動機を備えていないことを確認する。</p> <p>-2 最大速度を測定する。</p> <p>(1) テスト用車いすは、0の共通事項のほか、次の条件を満たすこと。</p> <p>ア 空気入りタイヤは、空気圧をメーカー指定値に調整する。空気圧の範囲が定められているものについては、その最高値にセットする。</p> <p>イ 着衣を含めた質量75kg±1kgの者（砂袋等で調整してもよい）を乗せる。</p> <p>ウ バッテリーは、試験開始時には少なくとも仕様の75%以上の充電をしたものを用いる。</p>

構造及び性能の基準	試験の方法
<p>3 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出物がないこと。</p> <p>4 自転車又は原動機付自転車と外観を通じて明確に識別することができること。</p>	<p>エ 速度を調整することができるものについては、その最大値にセットする。</p> <p>(2) 最大速度の測定方法は、次の通りとする。</p> <p>ア 水平な路面において長さ20mの走行中心線を引き、助走区間10m及び測定区間10mを最高速度で往復する。</p> <p>イ 速度は、測定区間の通過時間を少数点以下第1位までストップウォッチで測定し、往復の平均値を求めて、次の計算式によって小数点以下第2位まで算出し、四捨五入する。</p> $V = 36 / T$ <p>V：速度(km/h)、 T：通過時間(s)、</p> <p>3 次の事項について確認する。</p> <p>ア 保護キャップ等で、容易に離脱しないよう被覆されている部分を除き、鋭利な形状で本体より8mm以上突出している部分がないこと。</p> <p>イ 利用者及び他の歩行者の身体に触れ易い部分に剪断や切削したままの状態のもの及び溶接などによるバリ等鋭利な尖鋭部がないこと。</p> <p>4 次の事項について確認すること。</p> <p>ア 車室を備えていないこと。</p> <p>[注] 車室とは、その中にある車両の運転者を外界からの刺激(雨・風・日光・騒音等)から保護し、当該運転者が安全な運転を継続的行なうことができるように装置等により囲まれた空間をいう。但し、容易に着脱することができる雨よけ用具により囲まれた空間は含まれないものとする。</p> <p>イ 前方及び後方からいすが確認できること。</p> <p>ウ いすが固定することができるアームレストがついていること。</p>

図 最高速度試験



国公委交発第39号
平成 4 年11月 1 日

財団法人 日本交通管理技術協会
会 長 浅沼 清太郎 殿

国家公安委員会委員長 塩川 正十郎

印

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の2第4項第3号（同令第39条の3第3項及び第39条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による指定について

道路交通法施行規則第39条の2第4項第3号（同令第39条の3第3項及び第39条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定により、貴法人を指定します。

警 察 庁